

匠瑳市危険コンクリートブロック塀等除却補助金 Q & A

匠瑳市危険コンクリートブロック塀等除却補助金を活用する際に御確認ください。

1 申請手続き等について

Q 1 申請手続は、どのように行うのですか？

A 補助対象事業に関する業者との契約をする前に、市へ補助申請等の手続が必要です。まず、都市整備課へ事前相談を行ってください。

Q 2 申請書類はどこで入手できますか？

A 申請様式等については、匠瑳市のホームページからダウンロードできます。
また、市役所本庁3階の都市整備課（電話73-0091）でも配布しています。

Q 3 事前相談や交付申請は、どこで行えばよいですか？

A 市役所本庁3階の都市整備課で行うことができます。
なお、御来庁の際は、事前にお電話にて御連絡をお願いします。

Q 4 郵送での申請はできますか？

A 郵送やFAXでの申請はできませんので御注意ください。

Q 5 申請書の提出は代理人でもできますか？

A 申請者のご家族、施工業者等に委任することができます。その場合は委任状を提出してください。

Q 6 工事内容等を変更したい場合は、どのような手続が必要ですか？

A 危険コンクリートブロック塀等の除却の内容又は費用等に変更が生じた場合は、その工事を始める前に、「危険コンクリートブロック塀等除却補助金変更（中止）承認申請書」（第3号様式）を市に提出し、承認を得てください。

なお、対象工事費が増額になった場合でも、市の予算が予定額に達している場合は、補助金の増額はできません。

Q 7 交付決定を受けましたが、やむを得ない事情により危険コンクリートブロック塀等の除却工事ができなくなりました。どのような手続が必要ですか？

A 「危険コンクリートブロック塀等除却補助金交付申請取下届出書」(第4号様式)による取下げ手続が必要になります。工事を取り止める場合は、まず、都市整備課まで御連絡ください。

Q 8 工事はいつからできますか？

A 市からの交付決定の通知を受けた後に工事に着手できます。決定通知前に着手した場合は補助の対象外となります。御注意ください。

Q 9 工事の期限はありますか？

A 工事終了後に提出していただく実績報告書の提出期限は、工事が完了してから1月以内又は当該年度の2月末日までです。御注意ください。

2 補助対象工事について

Q 10、対象となるブロック塀等はどうのようなものですか？

A 次の要件を全て満たすブロック塀等です。

(1)道路等に面しているもの

(2)道路等面からの高さが1.2mを超えるもの

(3)市が実施する事前調査にて危険と判定されたもの

※ブロック塀等：コンクリートブロック造や組積造（石積やレンガ造）

Q 11 隣の敷地との境界にあるブロック塀の除却は対象となりますか？

A 対象になりません。Q 10のとおり道路等に面しているものになります。

Q 12 既に工事が完了しているが対象となりますか？

A 対象になりません。工事契約・着工前に申請が必要となります。

Q 13 ブロック塀等に付随する門柱の除却工事は対象となりますか？

A ブロック塀等と構造が一体となっている門柱の除却工事は対象となります。

Q 1 4 ブロック塀等には、一部フェンスとしている部分がありますが、補助の対象となりますか？

A ブロック塀等と構造が一体であり、Q 1 0 の要件を全て満たすものは、補助の対象となります。

Q 1 5 申請者自らが工事を行う場合は対象になりますか？

A 対象になりません。施工業者が除却を行ったものが対象となります。

Q 1 6 道路が二方向に面していますが、予算がないため、片方だけを除却することはできますか？

A 補助金の申請は、道路に面する全部ではなく、片方だけでも可能です。ただし、補助金の申請は、1 回のみとなりますので、工事完了後に残りのブロック塀等の補助金の申請をすることはできません。

Q 1 7 道路に勾配があり、ブロック塀等が 120cm を超える部分と 120cm 以下の部分があるが、どの部分が対象となりますか？

A 補助金の対象となるブロック塀等は 120cm を超える部分であり、120cm 以下の部分は補助金の対象となりません。ブロック塀等の高さは、道路面に接する部分で測ってください。

3 申請者について

Q 1 8 法人の所有するブロック塀等も対象となりますか？

A 対象となりません。匝瑳市の住民基本台帳に記録されている個人が所有するものが対象となります。

Q 1 9 ブロック塀等を共有名義で所有している場合でも申請は可能ですか？

A 可能ですが、除却することについて、他の共有者の同意が得られていることを示す書面が必要となります。

Q 2 0 ブロック塀等を兄弟で相続しましたが、申請は可能ですか？

A 可能です。除却することについて、他の相続人の同意が得られていることを示す書面が必要となります。

Q 2 1 市外に住んでいるが対象となりますか？

A 対象となりません。匝瑳市の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

Q 2 2 税金の滞納がある場合に、補助金の申請はできますか？

A 申請の時点で、市税及び国民健康保険税に滞納がある場合は、申請できません。

4 補助金の額について

Q 2 3 補助金の額はいくらですか？

A 補助金の額は、補助対象経費の1/2に相当する額又は除却するブロック塀等の長さ1メートル当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額となります。(1,000円未満の端数切捨て)

Q 2 4 補助金額の上限はありますか？

A 補助金の上限額は、10万円です。

Q 2 5 他の補助金との併用はできますか？

A 本補助金を使って行う同一箇所の工事に、他の補助金を併用することはできません。重複するかどうかわからない場合は、事前に御相談ください。

お問い合わせ先

匝瑳市役所 都市整備課 管理班

電話：0479-73-0091

FAX：0479-72-1117